

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 認定第1号 平成23年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件
- 第4 第11号議案 北はりま消防組合財政調整基金条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 第12号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 第13号議案 水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）購入の件

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

- 1番 池田勝雄君
- 2番 高橋佐代子君
- 3番 長谷川勝己君
- 4番 山口雄三君
- 5番 藤本邦之君
- 6番 森元清蔵君
- 7番 藤尾 潔君
- 8番 辻 誠一君

4 欠席議員（なし）

5 説明のため出席した理事者（21名）

管理者

加東市長 安田正義君

副管理者

西脇市長 來住壽一君

加西市市長 西村和平君

多可町長 戸田善規君

加東市副市長	山田義人君
會計管理者	
加東市會計管理者	山本貴也君
消防担当課長	
西脇市防災対策課長	森脇達也君
加西市危機管理課長	石野隆範君
加東市参事兼防災課長	臼井敏正君
多可町生活安全課長	今中明君
消防本部	
消防長	岸本耕一君
消防部長	石古覺君
警防部長	山西修君
西脇消防署長	高井明君
加西消防署長	藤原光浩君
加東消防署長	西山修一君
多可消防署長	芹生信弘君
企画財政課長	藤原正勝君
救急課長	小林浩太郎君
情報管理課長	徳岡恒夫君
企画財政課副課長	清瀬明彦君

6 出席事務局職員（3名）

総務課長	森本純生君
総務課副課長	中嶋利久君
総務課副課長	石井満君

○議長（長谷川勝己君） 言うておりました時間より少々早いようでございますが全員おそろいでございますので、ただいまから第5回北はりま消防組合定例会を開会いたします。

それでは、開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

この2週間ほど非常にいい天気が続いておまして、稲刈りのほうも一気に進んだようでございます。

また、この秋には、いつも私よくこの話をするんですけど、別にさほど手入れもするわけでもなし、肥料をやるわけでもなし、しかし、毎年大きな柿がしっかりとたわわに実っていつてます。本当に柿の生命力、そして、自然のすばらしさというのを感じる季節でございます。

本日ここに第5回北はりま消防組合定例会が招集されましたところ、議員各位には御健勝にて御参集をいただきましてありがとうございます。

本日招集されました定例会の付議事件は、決算の認定1件、条例制定2件、契約関係1件で、いずれも重要な案件でございます。何とぞ議員各位におかれましては、慎重審議を賜りまして、適切なる結果が得られますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶に変えさせていただきます。どうも御苦労さまでございます。

管理者挨拶。

○管理者（安田正義君） 失礼します。

非常にコスモスが風に揺れるというか、そんな季節になってまいりました。本当にこの秋を感じる、そんなきょうこのごろでございますが、第5回北はりま消防組合定例議会、これを招集させていただきましたところ、議員各位にはおそろいで御出席を賜り、ありがとうございます。また、平素からこの組合の運営につきまして格別の御理解と御支援を賜っております。心からお礼を申し上げたいとこのように思います。

また、先般姫路市で非常に痛ましい事故が発生をいたしてございます。消防職員が1名亡くなるという、こんな事件もございましたけれども、そのことも含めて全国各地でいろんなこの災害といいますか、そんなものが発生する、そんな状況でございますが、地域住民のやはり安全安心と、そういったところの確保に向けて、また信頼と期待に応えるようにこれからも努力をしていきたいというふうに思っております。

本日私どものほうから御提案を申し上げます案件につきましては、既に御案内のとおり平成23年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件、そして、条例の一部改正、さらには契約関係1件でございます。何とぞ慎重審議を賜りまして、適切なる御決議をいただきますようお願いを申し上げまして、一言開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

午後2時29分 開会

開 会 宣 言

○議長（長谷川勝己君） ただいまの議員の出席数は8名であります。定足数に達してお

りますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第5回北はりま消防組合定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川勝己君） 日程第1、議席の指定を行います。

会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により議長から指名いたします。2番、高橋佐代子君、4番、山口雄三君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（長谷川勝己君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 認定第1号 平成23年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第3 認定第1号 平成23年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

消防部長、石古覚君。

○消防部長（石古覚君） 認定第1号 平成23年度北はりま消防組合歳入歳出決算の認定の件につきまして、地方自治法第292条において準用する、同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して御提案申し上げます。

決算附属資料といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書をあわせて提出しております。

なお、平成23年度予算につきましては、平成22年度中に審議をしていただく組合議会を開会できなかったことから、平成23年4月1日付で一般会計暫定予算を専決処分し、平成23年6月30日開会の第1回組合議会臨時会で報告、承認をいただくとともに、一般会計予算を総額21億8,316万8,000円とすることの御決定をいただき、事務、事業の執行に努めたところでございます。

また、暫定予算中に東日本大震災の被災地である宮城県へ、緊急消防援助隊兵庫県隊として職員と車両を派遣しましたので、緊急に予備費から充用して執行しました。

当初予算21億8,316万8,000円に対し、加西消防署のはしご付消防自動車に不具合が発生し、緊急に分解、修理する必要が生じたことから、平成24年度に予定しておりました、オーバーホールを前倒しし、平成23年11月30日付で2,962万5,000円の追加を補正予算第1号として専決処分し、平成24年2月27日の組合議会定例会に報告、承認をいただいております。

また、車両購入費の入札減、給与改定等に伴う精査、消防救急デジタル無線の共通波整備事業の追加により、補正予算第2号で5億2,779万2,000円を追加し、一般会計総額を27億4,058万5,000円といたしました。

初めに、決算書の1ページをお開き願います。

平成23年度北はりま消防組一般会計歳入歳出決算は、歳入歳出予算現額27億4,058万5,000円に対し、歳入決算額21億7,691万1,570円で、歳出決算額21億3,768万700円で、差し引き3,923万870円の残額となり、その全額を翌年度に繰り越すことといたしました。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書8ページから御説明いたします。

第1款分担金及び負担金は構成市町からの負担金で、人件費や事業費精算などにより、予算現額19億6,915万1,000円となり、各市町とも調定額どおり納入されました。なお、市町別の内訳は、備考欄に記載のとおりです。

第2款使用料及び手数料は、予算現額252万1,000円に対し、危険物施設の設置許可や完成検査等の手数料として312万3,050円の収入となりました。予算に対する収入率は、123.9%となっております。なお、手数料の内訳は、備考欄に記載のとおりです。

第3款国庫支出金につきましては、消防ポンプ自動車整備にかかる緊急消防援助隊設備整備費補助金と消防救急デジタル無線整備事業にかかる消防防災通信基盤整備費補助金で、予算現額、調定額とも1億3,459万3,000円でございます。収入済額は1,459万3,000円で、収入未済額の1億2,000万円は消防救急デジタル無線整備事業費で平成24年度に繰り越しています。

第9款諸収入は、当初予算額2,416万円を54万円を減額し、予算現額2,362万円に対し、調定額、収入済額とも2,214万4,520円、予算に対する収入率は93.8%となっております。

内訳ですが、第1項組合預金利子は、予算現額1万6,000円に対して、収入済額は1万6,797円、第2項受託事業収入は、多可町の高坂トンネル、播州トンネルの非常警報装置管理受託事業収入で、予算現額86万4,000円に対し、収入済額は85万7,808円となりました。

第3項雑入は、当初予算額が2,332万7,000円を58万7,000円を減額し、予算現額2,274万円に対し、収入済額は2,126万9,915円となりました。

内訳は、第1節が、兵庫県消防防災航空隊派遣職員人件費及び助成金、並びに兵庫県救急救命士養成所派遣職員の人件費で、第2節雑入では消防学校入校個人負担金、自動販売機設置手数料が主なものとなっております。

第10款組合債は、当初予算額1億9,450万円に対して、4億1,620万円を追加し、予算現額、調定額ともに6億1,070万円となりました。なお、収入済額1億6,

790万円は消防自動車等更新整備事業にかかる借入金で、予算現額に対し収入率は31.8%となり、収入未済額の4億4,280万円は繰越明許費として平成24年度に繰り越しております。

以上、歳入合計は、予算現額27億4,058万5,000円に対しまして、収入済額21億7,691万1,570円で、予算に対する収入割合は79.4%でございます。続きまして、歳出を御説明申し上げます。

12、13ページをお開きください。

第1款議会費は、予算現額41万7,000円に対し、20万9,018円を支出し、議員報酬及び会議録作成業務委託料などが主な内容でございます。

第2款総務費は、予算現額522万6,000円に対し、225万450円を支出し、委員報酬のほか例規集データベース構築業務委託料、看板設置委託料など組合全体に共通する経費でございます。

次に、第3款消防費、当初予算額は21億7,310万円に対し、冒頭で申し上げました消防救急デジタル無線整備事業費などに5億5,741万7,000円の増額と、緊急消防援助隊の活動費として予備費から68万3,000円を充用したことにより、予算現額は27億3,120万円となりました。支出済額21億3,521万4,060円、繰越明許費5億6,280万円で、不用額は、3,318万5,940円となりました。

第1目常備消防費は、当初予算額18億6,368万3,000円に、はしご車のオーバーホール等による補正額が2,122万9,000円、緊急消防援助隊活動費に予備費から68万3,000円を充用したことにより、予算現額18億8,559万5,000円に対し、支出済額18億6,991万7,552円となりました。

それでは、主な支出について節別に御説明申し上げます。

第2節給料は、支出済額7億8,521万766円、第3節職員手当等は支出済額4億9,359万9,708円。

次のページをお開きください。

第4節共済費は、支出済額2億6,043万8,089円、第7節賃金は464万8,032円で、人件費にかかる総額は、退職手当組合負担金を除き、15億4,389万6,595円となっています。

次に、第8節報償費は、支出済額15万3,197円で、民間協力表彰の記念品及び表彰状筆耕料等の謝礼でございます。

第9節旅費は、支出済額232万1,884円で、普通旅費及び救急救命士研修所等の職員研修旅費でございます。なお、緊急消防援助隊として部隊を派遣した際、その旅費として59万1,000円を予備費から充用しております。

第11節需用費は、支出済額8,108万5,437円で、消耗品費の主なものは、消防職員の被服、消防活動用消耗品及び事務用品の購入でございます。

また、修繕料につきましては、加西消防署のはしご付消防自動車のオーバーホール経費及び車両の車検並びに庁舎維持管理等の修理代でございます。

第12節役務費は、支出済額1,581万3,473円で、主なものは通信運搬費の火災専用回線発信地表示システム回線使用料及び電話代等で1,121万6,121円、手数料として高圧ポンベ耐圧検査手数料、車検手数料等、保険料は消防車両等の車検に伴う自賠責保険及び任意保険等でございます。

第13節委託料は、支出済額1,607万1,135円で、主なものは庁舎施設管理委託料337万5,560円、職員健康診査委託料288万2,456円、通信指令施設保守業務委託料535万5,000円、その他災害活動機器等の保守委託料でございます。

次の16、17ページをお開きください。

第14節使用料及び賃借料は、支出済額787万5,559円で、主なものは事務機等のリース料及び滝野庁舎使用料でございます。

なお、緊急消防援助隊として部隊を派遣した際、派遣用バスの借り上げ料として9万2,000円を予備費から充用いたしております。

第16節原材料費は、9万1,905円を支出し、第18節備品購入費は支出済額24万5,685円で、消防用備品及び事務用備品の購入でございます。

第19節負担金補助及び交付金は、支出済額2億128万4,882円で、主なものは退職手当組合負担金1億9,221万2,620円、救急救命士養成等の研修負担金が772万5,262円となっております。

第27節公課費は、支出済額107万7,800円で、車検に伴う重量税でございます。

次に、第2目消防施設費は、当初予算額3億941万7,000円に、消防救急デジタル無線整備事業費など5億3,618万8,000円を追加し、予算現額8億4,560万5,000円に対し、支出済額は、2億6,529万6,508円、繰越明許費5億6,280万円で、不用額は、1,750万8,492円となりました。

それでは、主な支出を節別に申し上げます。

第9節旅費は、支出済額10万690円で更新車両中間検査に伴う普通旅費でございます。

第11節需用費は、支出済額1,953万7,207円で、その主なものは、消防組合発足による職員の被服、消防活動用消耗品及び事務用品の購入でございます。

次に18ページをお開きください。

修繕料につきましては、消防機器並びに庁舎維持管理等の修理代でございます。

第12節役務費は、支出済額167万8,731円で、主なものは更新車両及び寄贈車両の諸経費等でございます。

第13節委託料は、予算現額4,531万7,000円に対し、支出済額は892万5,000円で、主なものはデジタル基本設計委託料の525万円です。繰越明許費3,06

6万円は、消防救急デジタル無線整備費の設計監理業務委託費でございます。

第14節はネットワーク構築に伴う回線使用料等を計上していましたが、今年度分は前節のネットワーク構築委託料に含む契約となり、全額不用額となりました。

第15節工事請負費は、予算現額5億3,342万9,000円に対し、支出済額は128万7,352円で、内容は消防本部に無線受令機設置及び救助訓練塔の改修に伴う工事費でございます。繰越明許費5億3,214万円は消防救急デジタル無線の共通波整備事業費で平成24年度に繰り越しています。

第18節備品購入費は、支出済額2億3,127万28円で、主なものとして、消防自動車購入費や組合発足により防火衣を統一しました購入経費でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、支出済額201万円で、兵庫県衛星ネットワーク及び災害対応ネットワークの負担金でございます。

第27節公課費は、支出済額48万7,500円で更新車両等6台分及び寄贈車両の重量税でございます。

次に、第4款公債費は、予算現額42万5,000円に対し、支出済額が7,172円で、一時借入金の利子でございます。

第5款予備費は、当初予算額400万円で、東日本大震災の被災地へ緊急消防援助隊として部隊を派遣し、その活動費として68万3,000円を充用しました。

以上、歳出合計は、予算現額27億4,058万5,000円に対しまして、支出済額21億3,768万700円で、予算に対する支出割合は78.0%でございます。

次に、20ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、継続費など翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は3,923万円でございます。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費につきましては、平成23年度国の補正予算（第3号）により消防防災通信基盤整備費補助事業の採択を受け整備するもので、平成23年度補正予算（第2号）により予算措置し、単年度で整備できないことから、あわせて平成24年度に繰越明許の承認をいただいたものです。本事業は、平成25年3月29日完工予定で、財源といたしましては、補助金及び組合債を活用して整備するものです。この補助金及び組合債は、工事完了後に実績報告し借り入れする予定でございまして、平成23年度に収入がなかったことから、実質収支の繰越明許費繰越額はゼロとしております。

また、21ページに財産に関する調書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、まことに簡単な説明となりましたが、認定第1号、平成23年度北はりま消防組合歳入歳出決算の認定の件についての説明とさせていただきます。

十分御審議いただきまして、何とぞ原案のとおり認定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員から監査報告を求めます。

森元清蔵君、よろしく願いいたします。

○監査委員（森元清蔵君） ただいま議長から指名がございましたので、監査委員を代表いたしまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成23年度北はりま消防組合一般会計歳入歳出決算に関する審査につきまして、御報告を申し上げます。

去る8月9日、滝野庁舎第2会議室におきまして、西村勝彦監査委員と私の両名で審査を実施いたしました。この審査にあたりましては、地方自治法、北はりま消防組合例規及び関係諸法令に基づき、1つ、計数に誤りはないか、2つ、予算の定める目的に従って事務、事業が最も効果的、経済的、合理的に施行されているか、3つ、収入及び支出は適正に処理されているか等の点に留意しまして、北はりま消防組合管理者加東市長、加東市会計管理者及び消防長、並びに担当職員より説明を聴取いたしました。

その審査、意見につきましては、お手元の決算審査意見書に記載されているとおりでございます。

よって、私たちは平成23年度北はりま消防組合一般会計歳入歳出決算は、地方自治法、北はりま消防組合例規及び関係諸法令に基づき作成され、予算の執行は予算に定められた目的に従って適正に実施されており、決算書に明記されている金額は諸帳簿とよく符合し、計算も正確で、適正に作成されているものと認めるものであります。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（長谷川勝己君） 監査報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

藤尾潔君。

○7番（藤尾潔君） これは、施策の成果に関する調書はくっつけるんですか。施策の調書に関する調書はつけなくてもいいんですか。

○議長（長谷川勝己君） 暫時休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後2時59分 開議

○議長（長谷川勝己君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

消防長。

○消防長（岸本耕一君） 失礼します。

今現在ちょっと手持ちで持ってきてないので、調べるんでしたら調べまして、後で報告させていただきます。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

藤尾潔君。

○7番（藤尾潔君） 構わんですけれども、多分法律上の書類やから、組合の場合やったら、要らんのやったら要らんで答弁してもらわないと、少なくとも私は判断できないんで、つまり要らないんだったらこうこう、かくかくしかじかのことでつけてませんという答弁を採決前にいただきたいし、まあ要るんだったらしかるべき措置をしていただくべきです。後はお任せします。

○議長（長谷川勝己君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時03分 開議

○議長（長谷川勝己君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

消防部長。

○消防部長（石古覚君） ただいまの件についてお答えします。

地方自治法233条第5項に地方公共団体の長は第3項の規定というのは、いろんなその監査委員の審査に付した決算とかそらの資料を組みかえの認定にするにあたっては、当該決算にかかる会計年度における主要な施策の成果を説明する書類、その他書類を合わせて提出しなければならないという形で明記されております。

ただ、組合がそれに該当するかしないかということはここには一切明記されてないんですが、つける必要があるという形になれば、今すぐには御用意することはちょっとできません。

ただ、決算審査のときに資料としては監査委員に提示して、資料としてはございます。そういう形で、後日お配りするという形にさせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（長谷川勝己君） 藤尾潔君。

○7番（藤尾潔君） じゃあ、私はそう言われても困るんですけど、聞いておるんで。管理者もそれでよろしいわけですね。つまり、今提案されてもあれですけど、必要があるんやったら後から紙でつけますというわけですね。我々もその法律にのっとったそれが整ってるかどうかわからん段階で、今の話やったら今日決算を認定しようとする話なわけですよ。そういう形で、要は提案というのはお答えなくもう進めて、私のほうじゃお答えを振られても非常に困りますので。

○議長（長谷川勝己君） 答弁できますか。

○議長（長谷川勝己君） ここで暫時休憩をとらせていただきます。再開は3時30分といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時30分 開議

○議長（長谷川勝己君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま平成23年度の主要政策等の成果をそれぞれお手元に配付いたしておりますが、詳細な部分につきましては現在印刷中でございますので、仕上がり次第また配付をさせていただきます。

それでは、質疑を続けたいと思います。質疑はございませんか。

辻誠一君。

○8番（辻誠一君） それでは、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、分担金及び負担金の関係なんですけれども、これは各市町、均等割、人口割、20%、80%という割合であると思うんですが、その積算根拠というのは人件費事務費だというふうに思うんです。まず、その1点確認をしておきたいと思います。

それと、まあこのたび歳入歳出差引残高というのが出てまして、全額を繰り越すということになっておりますけれども、この3,923万870円のうち、その人件費事務費などの各市町の持ち寄りで経費負担しましょうねといった分のものがどのぐらい入っとるか、入ってないのか。あるいは、この3,923万870円というのはどういう目的で剰分にして翌年度に全額繰り越そうとしとるのか、この説明をいただきたいと思います。

もう1点は、財産に関する調書ですけれども、まあこの調書には4月1日付の譲渡分というのは括弧書きの中に記載をされてますが、貸与を受けてるものがあれば、その概数、個数等をお知らせいただきたいと思います。

○議長（長谷川勝己君） 消防部長。

○消防部長（石古覚君） 何点か御質問がございました。そのうちの一部分になりますが、まず、繰越額の中で市町分担金の内訳がどれぐらいあるのかなというような御質問がございました。今回この繰り越し分につきましては、全額平成24年度に繰り越すという形になっておりますが、そのうち、決算の段階ですけれども、2,000万円を財産として繰り越すというような形のもので、まだ議決を賜っておりませんので決定事項ではございませんが、財産として積み立てるという方向づけの中で、金額は確定額じゃございませんが、各市町の2対8の割合の中で、特に特定の事業に関しては2対8の割合で分担金を徴収するというのが、この平成25年度まで決まっております。ですから、例えば消防ポンプ自動車を買うとか、そういうふうな特別の事業については2対8の割合で各構成市町が負担しますが、それ以外のものについては、各構成市町のほうで要る分、人件費も含めてですが、予算折衝した中で予算を確定して、それを合算したものが組合の予算になるという形が今、この平成23年度もそうですが、平成24年度もそういう形で執行しております。ですから、とりあえずこの三千幾らの繰越額のうち、2,400万円ぐらいやったと思いますが、2対8の割合で集めた、各市町からいただいた分で、残額として残っております。ですから、その2,400万円ぐらいの金額のうちの2,000万円を積立金にして、残りを市町から分担された按分率で、またこの年度最後の議会のときに補正でお返しすると

というような形で今進めているような状況になっています。

ちなみに、人件費では本部に詰めている職員の人件費、これはすべて2対8の割合でいただいております。それと、先程言いましたように、資機材等特別に要るものについては2対8で按分しているというようなことになっています。

○議長（長谷川勝己君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原正勝君） はい、済みません。

先ほど財産に関する調書の件で御質問のありました件でお答えいたします。

現在、無償貸与の台数につきましては、加西消防署が6台と加東消防署が5台、計11台になっております。以上です。

○議長（長谷川勝己君） ほかに。

辻誠一君。

○8番（辻誠一君） まあ、その2,400万円というのは、そのもともとのルール、人件費とか事務費とかそういうものを2対8の割合でしましょうねと言うたもののうちの、2,400万円というのは、まあその当該年度では使わなかったということですよ。本来ならその2,400万円はその3月末、まあ決算ですから間に合わなかったら翌年度の途中で補正して返還するなり、負担割合を減額して相殺するというのが一つだと思うんですけど、今の説明ではそのうちの2,000万円をその財産としてとこういう言い方だったんですけど、具体的にどういうことなんですか。

○議長（長谷川勝己君） 消防部長。

○消防部長（石古覚君） この後にまた提案させていただいております財政調整基金のほうへ、今全くゼロの状態でございますので、その分について積み立てるという形で今は考えております。

○議長（長谷川勝己君） 辻誠一君。

○8番（辻誠一君） まあこの後のことがあるからこの伺いをしておるわけですけども、まあよく財政調整基金に積んどいたらそれでいいじゃないかとそういう言い方をされとるんですけど、どこ行ってもね。まあ、特別高額のものを使って事業をする団体ですよ、ここはね。さっきもその庁舎の建てかえもそうですし、消防車1台買いかえるのも結構な金額要ります。やっぱり大変その都度その都度の各市町の負担となっておりますので、きっちり年次計画を立てて、それに備えて蓄えをしていくということが必要なことだと思うんです。それで、どうせするならそういう計画を立てて、ちゃんと計画的に各市町に応分の負担を求めて、そういうものも施設整備基金というか、まあともかく、特目基金を置くべきだということうふうに思うんですけど、そういうお考えはないんですか。

○議長（長谷川勝己君） 消防部長。

○消防部長（石古覚君） ただいまの件についてお答えします。

今のお話では、施設整備基金とかそういう特別の基金に積み立てる、そういうふうな計

画も必要ではないかというような形やったと思うんですけども、今の段階では施設整備基金はございません。財政調整基金のみになっておりますが、今後検討していくというような形の回答をさせていただきます。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。ほかに。
（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。
これから、認定第1号 平成23年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件を採決いたします。
本案について、承認することに賛成の方は起立願います。
（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。
よって、本案は承認することに決定いたしました。
これで、認定第1号 平成23年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件を終わります。

**日程第4 第11号議案 北はりま消防組合財政調整基金条例の一部を改正する条例
制定の件**

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第4、第11号議案 北はりま消防組合財政調整基金条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防部長、石古覚君。

○消防部長（石古覚君） 第11号議案 北はりま消防組合財政調整基金条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

改正理由でございますが、財政の健全な運営をより迅速かつ確実に確保するとともに、臨時的な財政需要に応じる財源に充てるため、各会計年度に生じた剰余金は、2分の1を下らない金額を基金に直接編入できるよう、基金の積み立て手段を追加しようとするものでございます。

現在、当組合の財政調整基金条例には、一般会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金については、財政調整基金に直接編入する剰余金編入の規定がないことから、決算剰余金が出ますと翌年度に繰り越して、補正予算でその剰余金を財政調整基金の積立金とすることを、議事案件として議会に提出する必要があります。

地方自治法では条例の定めるところにより、剰余金を翌年度予算への繰越手続をとらないで直接基金に編入することができるとされており、また地方財政法では、2分の1を下らない金額を基金に積み立てることと規定されておりますので、毎年度の決算剰余金の処

分による基金への積み立てが可能となる旨を定めた条例改正を行い、財政規律の一層の確保を図るものでございます。

次に、条例の改正内容について御説明申し上げます。

各会計年度において、歳入歳出の決算上生じた剰余金を地方自治法第233条の2のただし書きの規定により、当該剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで、財政調整基金に編入することができるよう、改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第2条に第1号として、「各会計年度において、一般会計の歳入歳出決算上生じた剰余金から、当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除した額の2分の1以上に相当する額」を追加します。

そして、同条へ新たに第2項として剰余金の積み立てる時期を定め、「前項第1号の額は、決算に係る年度の翌年度中に基金に繰り入れるものとする。」を追加するものでございます。

なお、今回改正する基金の積立手段については、すべての組合構成市町で基金条例に規定されている事項でございます。

また、この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

以上、簡単でございますが、第11号議案 北はりま消防組合財政調整基金条例の一部を改正する条例制定の件についての、提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。藤尾潔君。

○7番（藤尾潔君） 今回こういうふうな形で基金積むわけですけども、これ仮に例えばないとは思いますが、組合が解散するとかなくなった場合の分配は、こう今まで決めてきたような形で行われるのでしょうか。

○議長（長谷川勝己君） 消防部長。

○消防部長（石古覚君） ただいまの御質問にお答えします。

本条例では、構成市町脱退時の積立金の処分方法の定めはございませんが、この条例に定めのない事項については管理者が定めると第7条に規定されておりますので、その事案があった場合、その都度協議、決定されます。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

ほかに。辻誠一君。

○8番（辻誠一君） それでは、また何点か。

まず、この財政調整基金条例というのは制定されてからまだ数年しかたっていないと思うんです。先ほど説明にもありましたけれども、このたび追加しようとする第1号という分は、構成各市町の基金条例、財調の条例の中には必ずあるものです。ですから、うっか

り失念しててつけ忘れてたということはまあないと思うんです。それなりの理由があって、そういうことが必要ないねということにしてたと思うんですね。というのは、要するに、収入というのは厳格に、明らかにできますよね。また、構成各市町の、まあよそのことどういう言うことありませんからあれですけども、少なくとも多可町だったらそんなに余分なお金があるわけではないです。町にね。だから、やっぱり最初に決められた必要なものをちゃんとしたルールに基づいて抛出すると。それがちょっと多過ぎたなということなら翌年度には清算してもらおうとかね、いうことでなかったらいけないと思うんです。

もう1点は、まあそういうふうと思うんです。だから、恐らくそういう理由でもってこの財調の基金条例を最初に制定したときにはこの第1号というのは入れてなかったんだと思う。ところが、このたびこの第1号を挿入するということになると、ただ単にお金が余ったから積んどきますよかということでは済まないと思うんです。要は、言うところの黒字を出して、余剰金を出して、これが決算が確定して翌年度に繰り越すべきお金を除いた2分の1以上ということですから、要するに留保財源というのができてくると思うんです。予算書に載ってこない。でも、こんだけここにはお金があるよみたいなのが出てくると思うんです。そうすると、これだけ多くの関係市町で構成しとる組合ですから、お金の出入りというのはもっと明確にしておく必要があると思うんですけども、そのこのところがだんだん、年を追うごとに不明確に、不明瞭になってくると思うんです。であるとき突然、いや、留保式になりますから、繰り越すべきお金がこんだけありますから、ここにこういう設備を導入します。とりあえず各市町の負担はこの程度ですから、みたいなことが出てくる気がするんです。だから、そういうことをしないためにも、僕はこういう財調に積むようなことはするべきではないというふうと思うんです。で、その設備なんかを更新するために計画的に積むんだということなら、その計画を明らかにして、何年かけて何ぼ積むんだという形にするためにも、特目基金というのを設置して、そっちに積んでおくべきもんだと思うんです。まあ、だと思うんですけども、少なくとも財調に積めるこのもともとの第1項、改正されようとしとる第2項の来年度予算において定めた金額というのは、そうですね、例えば使用料より手数料みたいな分の収益程度に、先ほどもお伺いしましたけど、このたびでも3,923万円余りで2,400万円余りが各市町の本来負担すべき金額だったということですから、まあ500万円ちょっとぐらいでしょ。こういう金額が余ったからこれ財調に積んどきますよということなら構わないと思うんですけど、ともかくそういうものとして今この条例を改正しようとしとんのか、設立当初に施行したこれの意図に反するようなことになりはしないかという疑念を生むんですけれども、その辺を払拭していただけるような説明をしていただきたいと思います。

○議長（長谷川勝己君） 消防部長。

○消防部長（石古覚君） ただいまの御質問にお答えします。

ただいま、先ほどございました案件につきましても、当然考えられることでございます。

今回、平成23年度の負担金の残額につきましても、この平成24年度の2月議会で最終的に分担金に入れて清算するという形になっております。

それと、今年度から、というのも、昨年度はこの残額について補正予算でその精査といいますか、幾ら以上のものについてはもうすべて切り捨てて、それをまた分担金に反映するというような形のそういう精査をやってなかったということもございました。ですから、この平成24年度につきましては、当然この補正予算で、残額のあるものについてはすべて精査して、繰り越す金額をできるだけゼロに近づけるような状態に持っていくという方向づけで今後やっていこうという形になっておりますので、当然その残額については、幾らかは剰余金になろうかと思いますが、その2分の1以上については積み立てる、それ以外については繰り越すという形のもので、大きな残額にはならないんじゃないかなどこのように思っております。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第11号議案 北はりま消防組合財政調整基金条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第12号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第5 第12号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防部長、石古覚君。

○消防部長（石古覚君） 第12号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

改正理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことにより、電気自動車用の急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する

条例の制定基準が定められ、平成24年12月1日から施行されるため、北はりま消防組合火災予防条例の所要の改正を行うものでございます。

今回の省令の改正は、近年の電気自動車の普及に伴い、設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加するもので、防火上有効な措置が講じられた構造に係る基準として、筐体を不燃性の金属材料でつくり、振動等により転倒、落下、破損等を生じない構造で、急速充電設備を堅固に床、壁、支柱等に固定することとしました。

また、急速充電設備の機能に支障を及ぼす恐れのない構造の基準として、雨水等の侵入防止措置を講じるほか、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目等が定められました。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

今回、対象火気設備等の種類に「急速充電設備」を追加し、この設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めるもので、詳細については、新旧対照表に沿って御説明申し上げます。

まず、第11条第1項中「全出力20キロワット以下のもの」の右に「及び次条に掲げるもの」を加えます。

次に、第11条の次に第11条の2として1条を追加し、第1項で急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を定めます。そして、第2項で第1項に規定した以外の急速充電設備の位置、構造及び管理の基準について、第11条の規定の一部を準用しようとする準用規定を定めます。

最後に、第12条第2項、第3項、第4項に規定している引用条項に対し、第11条の次に第11条の2を加えることによる「条ずれ」を改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、平成24年12月1日からとしております。

また、経過措置として、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないものとします。

以上、簡単でございますが、第12号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件についての、提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。辻誠一君。

○8番（辻誠一君） それでは、また何点か。

まず、このたびの改正理由にもありますけれども、改正理由というか、その省令が変わるから条例も変えましょうということだと思っんです、平たく言うとね。ただ、その省令をわざわざ改正したということは、それはそれなりにその火災を発生させる危険があるの

ではないかということだと思っんです。ところが、このたび12月1日以前に設置されとるものについては適用もしないし、設置する際の位置、構造及び管理に関する基準に、さつきその届け出は当該設備を設置した際の消防長への届け出は必要はないとこういうふうになってますでしょ。ということになると、その把握しきれないと思っんです。

で、この北はりま消防組合管内ね、例えば、先日実は調べてきたんですけれども、日産のリーフという車の急速充電器だけでも2カ所ありますよ。ホームページに載ってますがね。あるいは、そのプラグインハイブリットのプリウスですとか、リーフ自体も何台か見かけるようになりましてから、それぞれの家に急速充電器なるものが設置をされてると思っんです。すでにね。

だから、僕はこういふ危険があるよと。少なくとも、例えばその周りは常に清掃に努めて燃え広がらないとこにしなくちゃいけないみたいな既定のもと設置されとるわけですから、そういふふうな周知徹底も図らないといけないし、既に設置されとるところについては、この条例は適用せえへんとうたうんなら、やっぱり当該施設の設置既にしとるようなところには、行ってこういふことでルールを決めましたけど、まあ強制力はないけど、御協力ひとつお願いしますぐらいで回るほうがいいとこういふふうと思っんですけれども、そういふ予定があるのかないのか教えていただけますか。

○議長（長谷川勝己君） 消防部長。

○消防部長（石古覚君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに今言われましたように、遡及をしないというふうな状況の案件でございます。当然既設であるということもありますし、また、届け出の義務もないということで、実際の消防のほうでも把握しきれないというところがございます。これはここに限ったことだけじゃなくて、当然当初阪神地区のほうでこの充電設備等が設置されて、これが広がっていくという状況の中で、阪神地区のほうでもこの規制と言いますか、これがなかなか難しいという状況の中で、まあ今回の省令の一部改正ということがあって、条例改正があったわけなんですけど、消防に関しましては事業所においては立入検査を随時やっているという状況の中で、事業所からの届け出がないのでこちらでは把握しきれませんが、査察したときに設置されている場合にのみ指導するということになるかと思っんです。

ただ、この急速充電設備の機器自体の規制と言いますか、こういふものについては、20キロから50キロワットという形の中で経済産業省の管轄で規格等もすべて定められまして、安全性も定められていると思っんですので、火災危険があるかどうかという形のものについて、非常に微妙なところもあるんですが、立入検査等を実施して対応するといふような形で思っております。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。辻誠一君。

○8番（辻誠一君） いや、まあ今その立入検査等は、要は把握は仕切れない。問題は、例えば日産リーフの急速充電器が設置されてるのは日産のお店ですよ。そんなところはそ

れなりに管理もされるんでしょうけども、要は心配なのは民間のお家なんです。リフォームするときについでにとか、そういう時代の流れやし、でまた実際この管内でもよく車を見かけます。

例えば、余談になるかもしれませんが、丹波市にあるゆめタウンというところのゆめタウン株式会社は、その駐車場にリーフの充電器を設置したらお客さんがそれを目指してきて、買い物をしてくれるのではないかという計画を立てるようにお伺いするんですけれど、そういうことを真剣に役員会に諮ろうかというぐらい、やっぱりそれだけ、ちょっとずつではありますけれども普及してきておるといことだと思っんです。その届け出をさせるということになると大変だろうとは思いますが、でもまあ設置するのは業者ですし、そういう認可を受けたものを扱うのはある程度決まるところだろうと思っんで、届け出を必要としないというのはどうかなというふうに思っし、これから普及してくるんで、何の根拠もなしに火災の発生する危険があるかもしれないからと規制をかけるとも思えないんで、やっぱりそこはそういう怖いものでもあるんですよということを周知徹底を図るという、広報をちゃんとするかということも含めて計画しなかつたら、単に法律や政令が変わったから条例も改正しときましよう。せやけど把握できへんから、まあまあ事業所くらいは行くけれども、あとはまあ知りませんわというようなことだつたら、最初から条例改正せんほうがこつきりしと思っんです。だから、やっぱりそういうことはきっちり、条例を変える以上そういうことの対応もするんだということになつたら、何のために条例だけ変えるんですかとかいうことを言わなければならなくなつちゃうと思っんで、その辺まあ事業所に限らず、そういう周知徹底を図るようなことも計画をせひしていただきたいと思っんですけれど、消防長いかがでしょうか。

○議長（長谷川勝己君） 消防長。

○消防長（岸本耕一君） はい。辻議員にお答えいたします。

ただ、電気自動車だけやなしに、やはりいろんなものから出火というのも考えなければいけません。ですから、それにつきましては今のところ広報誌等を通じまして予防対策というようなことを徹底していくと思っしますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っします。

○議長（長谷川勝己君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第12号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(全員起立)

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第13号議案 水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）購入の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第6 第13号議案 水槽付消防ポンプ自動車（I-B）購入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

警防部長、山西修君。

○警防部長（山西修君） ただいま上程をされました第13号議案 財産の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案いたすものでございます。

今回、導入を予定しております水槽付消防ポンプ自動車は加西消防署に更新配備するものでございます。

契約の方法は、随意契約で、購入予定金額は、5,722万5,000円でございます。

契約の相手方は、大阪市生野区小路東5丁目5番20号、株式会社モリタ大阪支店、支店長平田隆吉でございます。

支出予算科目は、平成24年度北はりま消防組合一般会計予算、（款）消防費、（項）消防費、（目）消防施設費でございます。

次に、説明資料1により御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

購入の目的でございます。

消防施設整備計画に定める車両の更新基準に基づき、毎年、更新時期を精査し、使用可能な車両につきましては更新年度を先送りするなど、行ってまいりましたが、今回、加西消防署の更新する水槽付消防ポンプ自動車は、初年度登録から20年以上を経過し、経年劣化によるポンプ機能の低下が著しく、緊急車両としての保安、安全性等も考慮し、更新するものでございます。

納入場所は、加西市北条町東高室993番地の1、加西消防署でございます。

納入期限は、契約日から平成25年3月29日までとしております。

契約内容は、水槽付消防ポンプ自動車の購入でございます。

なお、購入を予定しております水槽付消防ポンプ自動車の仕様書を添付いたしております。この仕様につきましては、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令、そして道路運送車両の保安基準及び消防車両の安全基準に定める仕様を基準としたものでございます。

また、この車両は日本消防検定協会及び近畿運輸局兵庫陸運部の検査並びに当消防組合の完成検査に合格をした後に納入をされるものでございます。

主な装置といたしましては、夜間時の災害活動の安全確保を図るために、キャビン上部に、内蔵のエアークンプレッサーで起立する現場照明用の、キセノン照明装置を装備しております。また、隊員の作業負担の軽減を図るために、軽量で強度の高いチタンハシゴを装備し、積みおろしにはハシゴ自動昇降装置を装備いたしました。

ほかに、圧縮空気泡消火装置を装備いたしております。この装置は、積載水に消火薬剤を混入させまして、コンプレッサーで圧縮空気を送り込むことで消火泡をつくり出して泡を放水するものでございます。放水された泡は、可燃物に広範囲に付着して冷却消火いたしますので、より少ない水で、効率的に消火活動ができるということで、建物火災はもとより、高速道路での交通事故等の火災事案に対応するためのものとして、水損防止と環境の汚染防止にも有効としております。

また、車両から筒先までホースを通るのは泡でございますので、非常に軽く、消火活動中の消防隊員に対し負担を軽減させる効果もでございます。

次に、説明資料2により随意契約の理由、入札の経過を御説明申し上げます。

制限付一般競争入札に付するため、平成24年9月24日に入札公告し、10月12日、西脇消防署会議室で入開札いたしました。

入札参加者は、構成市町の入札参加資格者名簿の物品区分に登載されている者のうち、特殊用途自動車に業種申請をしている業者を入札条件とし、5者による入札を行いました。

結果、再入札においても落札しなかったことから、最低入札価格者の株式会社モリタ大阪支店、支店長平田隆吉と、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約で売買契約を締結しようとするものであります。

以上、第13号議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜り、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

藤尾潔君。

○7番（藤尾潔君） 13ページぐらいから仕様書が大分列記してあるんですけども、その表で、その〇〇製ということで結構メーカーなり指定したりと、型番まで指定するのが結構あると思うんですけど、これが本当に妥当なのかというところがちょっと、私もその加東市で、加東消防署で違う形なのかもしれませんが1台買ったときはここまで機種指定はしていなかったように思いますし、そのときに何か車の泥よけですかね、それが一つしてあって、ここがメーカー指定してる理由は何なんだと結構厳しくやったぐらいですが、こんなに指定していることはまずなかったです。例えば、16ページ何か見ても、デジカメの何かこれもリコーに指定したりしてますわね。こういうことが妥当なのかというふうに思われるんですが、そのあたりについて見解を求めます。

○管理者（安田正義君） 警防部長。

○警防部長（山西修君） 基本的に品番指定は、設計の段階で一応金額を設定する際の参考としております。また、本文の中でも同等品が認められるような規定も一部設けさせてもらいまして、その積算の経過の中で基本となるものをこれという形での設定しようというふうにつくらせていただいております。

○議長（長谷川勝己君） 藤尾潔君。

○7番（藤尾潔君） そういうことで、例えば13ページの2つ目の1の電動サイレンがありますよね。2つ目の1のところ、電動サイレン等。ここには、大阪サイレン製または同等品以上という明記がしてあるんです。だから同等品でもいいのかなと思いますし、ただ、ほかのところはこれ明らかに同等品以上の記述がなかったりしますので、そういうのもどうなのかなと思いますし、余りこの加東市の分でよく見てるものですから、加東市のものやったらこれ同等品が可なのか不可なのかというのを右側に必ず表になって明記してありますしね。同等品でないものを組みかえる場合は、協議してくださいということを書き加えてあるわけです。そのあたりが、加東市のものがすべて基準でものを考えるのはどうかとは思いますが、どうもその一つは指定が多過ぎるように思います。もう一つは、同等品を使っていいものの場合の手続なんかについては、なかなか明確になっていない。当然これは市長と山田副管理者もおられますけども、加東市におけるその仕様書の書き方というのは存じておられるはずなので、加東市として消防自動車をどういうふうに買ってきたかというのは存じておられるはずなので、私はここまで変わったというのはちょっと戸惑うところがあるんですけども、そんな同等品の書き方を含めて答弁願います。

○議長（長谷川勝己君） 警防部長。

○警防部長（山西修君） 仕様書の中の表記で、12ページになるんですけども、その他事項の中に同等品を可とするということで、2番のところに表記させていただきまして、協議の上決定する旨はここに記載させていただいております。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。ほかに。山口雄三君。

○4番（山口雄三君） 済みません。

先ほどちょっと休憩のところでお話させてもうたんですけども、申しわけないです。私このときの予算のときには多分ここにいなかったんやないかなと思んですけど、2月の予算のときの予算額はどのくらいやったんかということと、これそれでその予算よっての競争入札、最高金額決められて競争入札をされたと思うんですけど、2回ともこのようになって、落札者がいなくて随意契約になったという、その辺の、これはしゃあないさかいにこうしたんやということやなしに、その辺をやっぱりきちっと精査していただいて、できるだけこういうことのないような入札方法を考えてもらわんと、落ちへんなら随意契約でお互いに話してするんやということにしてんやったら、頭からもう随意契約で同じようにやったらいいと思う。だから、やっぱりでけへんだことに対してのやっぱり反省はきちっとしておいていただかないとあかんの違うかなという思いなんで、その辺、まあうだ話

の中で話したら一番よかってんけど、ちょっと途切れましたので、最終的にその辺だけちょっとお聞きしときたいな思っ。

○議長（長谷川勝己君） 警防部長。

○警防部長（山西修君） ただいまの御質問にお答えいたします。

予算額、一応6, 135万3, 000円に對しまして、一応予定価格を設定する上で、例年といいますか、平成23年度もそうでしたんですけども、大体95%程度を比較価格とするということで、この契約額で言います5, 722万5, 000円が94.8%という数字の中で比較数字ということで設定しました。ただ、今回結果として2回再入札に対しても不調に終わってしまったという結果に對しましては、今後何らかの検討をしながら、こういうことのないように努めていきたいと考えます。以上です。

○議長（長谷川勝己君） 山口雄三君。

○4番（山口雄三君） 言葉尻として申しわけない。何らかの検討やなしに、やっぱりその辺はきちっとこの、例えばこの6, 100万円余りの予算額に對しての95%で94.何%というかたちのなかで出てくるようになって、こういうことを業者も多分知ってると思うんですね。それで、もし落ちへんなら、とにかく落ちんようにしといてぎりぎり、先ほどちょっと聞いたら、モリタやないとしゃあないような話もちらっと出てましたやんか。そういう中で、それならどうせ私のとこ通るんじゃないか、高うに出しといてみんな落ちんようになったらええねや。最終的にはたるみになったようなぎりぎりのところでうまく話つけたらええねやで、今回とれるんやということになるの違うかなと、そういう見方をされたらあかんの違うかなということをお願いだけで、やっぱり厳しく5社なら5社がやっぱり平等に、まあ平等にしとってやと言うてやと思うけど、先ほどちょっとそんなことも言うったから、やっぱり競争のできるようなシステムにしといて、できるだけ競争させて安くあげられるようにはしていただかないと、ちょっと甘いん違うかな。今まで、先ほども言うたように初めてやない、何回ということはないけど、よその例もいろいろあるから、やっぱり業者はおさめてると思うんです。その部分の中でやっぱり競争させていかへんたら、北はりま消防は、我々の思うようになるでというようなことを思わせたら絶対あかんと思いますんで。きついこと言いますけども、その分についてはやっぱり税金なんで、きちっとしてもろて、できるだけ競争で落ちたんやという形にしておいてもらわんと、こんな形で随意契約を僕はあんまりいいことないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（長谷川勝己君） 要望でよろしいですか。答弁。

○4番（山口雄三君） いやいや、だからそれでわかってもうとんやったらいいですけども。

○議長（長谷川勝己君） 答弁ございますか。

○4番（山口雄三君） いやいや、してもらえますね。

○議長（長谷川勝己君） 消防長。

○消防長（岸本耕一君） 失礼します。

今後そのように、よく精査して出すようにします。

○議長（長谷川勝己君） 池田勝雄君。

○1番（池田勝雄君） ちょっと確認のために質問させていただきます。

この入札が2回とも落札者がなかった場合のルールなんですけども、最低の価格をつけたところから随意契約の交渉をされるというわけでございますか。確認だけちょっと。

○議長（長谷川勝己君） 警防部長。

○警防部長（山西修君） ただいまの質問にお答えいたします。

説明資料2の中にもちょっと表記させていただいておりますけれども、地方自治法施行令第167条の2、第1項第8号の規定に基づきまして随意契約して、最低見積業者と、最低価格業者ですね、入札の、その業者との交渉により随意契約ができるという内容が定められております。以上です。

○議長（長谷川勝己君） 池田勝雄君。

○1番（池田勝雄君） そりゃ安いほうがいいわけですから、そういうふうにならざるんだろうなと思いますけども、この95%としてそれぞれ工事予定価格とかいうふうなことで、予定価格にもありますよね、これぐらい要るだろうということが予定価格、考え方によってはそれに近い業者が一番正解なわけで、それより一番離れたところから交渉するというような、一方では安いほうがいいという、ちょっと何のために予定価格を出しとってんかというこの理屈は矛盾することがあると思うんですけどね。その点はいかがお考えですか。

○議長（長谷川勝己君） 消防長。

○消防長（岸本耕一君） さっきの件ですけれども、入札の件は、消防車、救急車、ちょっと特殊車両ではなかなかちょっと難しい点もございます。

○1番（池田勝雄君） ちょっと改めて言います。

○議長（長谷川勝己君） きっちりした答弁できますでしょうか。

それでは、池田勝雄君。再質問どうぞ。

○1番（池田勝雄君） あの、業者のほうも低入札で互いにこう競うというようなことで、いい場合もあるんですけども、発注する側もその予定価格を随分下げてしまって、その低入札競争を促進するというような側面も一方であったりして、それはそれでいろんな問題を生むというわけなんですけども、私は問題視しとんのは、その、できるですからね。最低価格の業者と交渉ができるですから。何にも最高の、一番予定価格に近い人から交渉するというルールを決めればそれでもいいわけございまして、その点の理屈を聞いたところで、何のために予定価格を決めとってんのかという一方の理屈あるでしょ。予定価格に近い

人が一番正しいんじゃないですかという思いが一方であったりする。そやけど、市民にとっては安いほうがいいでしょうという理屈をとりはったと思うんですけど、その点はどうかとってですかという話なんです。お聞きしとんで。

○議長（長谷川勝己君） 答弁できますか。

暫時休憩いたします。

午前4時23分 休憩

午前4時25分 開議

○議長（長谷川勝己君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

消防長。

○消防長（岸本耕一君） 再度お答えいたします。

予定価格というのは定めております。やはりできるだけ安い業者と交渉というのが一番妥当やないかと思って進めております。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

辻誠一君。

○8番（辻誠一君） 済みません。

物わかりが悪くて大変申しわけございませんが、このたびの入札2回されてまして、まず確認をしておきたいんですけど、購入予定金額の5,722万5,000円は税込み、それで入札価格は税金のかかってない前の金額ですか。

○議長（長谷川勝己君） 警防部長。

○警防部長（山西修君） そのようでございます。

○議長（長谷川勝己君） 辻誠一君。

○8番（辻誠一君） ということは、例えばこのたび随意契約しようとしているモリタ大阪支店さんは、再入札金額5,590万円やったらうちは何とかしますわ言うたけれども、入札予定価格の上限は5,430万円余りだったから失格になったわけですよ。この会社が本来5,590万円やったら売ってあげてもええで言うたものに消費税がかかると、5,869万円ということになるわけですよ。それを税込み5,722万5,000円で買いましようということは、その金額よりか無理やでと言うとんのに随意契約にして、140万円、150万円ほどは値切ったということですか。

○議長（長谷川勝己君） 警防部長。

○警防部長（山西修君） お答えします。

最低価格業者としてモリタ様と交渉をして、この価格まで歩み寄っていただいたということで、値切ったという結果になるということになります。

○議長（長谷川勝己君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第13号議案 水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）購入の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会宣言

○議長（長谷川勝己君） 以上で、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

なお、後ほど資料をこの議会中に提出をと言っておりましたけれども、まだちょっと印刷が間に合っておりませんので、後ほどそれぞれのお手元へお届けさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

これをもって、第5回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

午後4時28分 閉会

あいさつ

○議長（長谷川勝己君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期定例会に付議されました案件について、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことを厚くお礼を申し上げます。

管理者以下、執行者におかれましては、消防組織、施設の充実につながるよう、一層の御精進と御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましても、体調管理には十分留意されまして、ますます御健勝にて議会活動に御精進あらんことを期待いたしまして、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君） それでは、閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

ただいま提案内で申し上げました4つの案件につきまして、それぞれ提案のとおり認定、また決定をいただきました。心からお礼申し上げます。

また、その中で今回は組合としての初めてのその決算認定ということでもございました。いろいろと御意見等賜りましたことを、また今後の運営の中で生かしていきたいというふうに思いますのと、それからやはり市民の安全、安心、そういったことに、開会の挨拶に

もございましたけれども、そういったことに誠心誠意取り組んでまいり所存でございますけど、何とぞ議員各位の変わらぬ御支援をよろしくお願い申し上げます。

秋たけなわということでございますけれども、各位の御自愛あつてのさらなる御活躍を心からお祈り申し上げまして、閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（長谷川勝己君） 管理者の挨拶が終わりました。

これで散会いたします。

本日は長時間、御苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 長谷川 勝 己

会 議 録 署 名 議 員 高 橋 佐代子

会 議 録 署 名 議 員 山 口 雄 三